

SOFTIC 判例ゼミ2023 (第4回)
Andy Warhol Foundation v.
Goldsmith米最高裁判決

2023年10月20日

発表者

栗田 英一

佐々木 公樹

1. 事件の概要

■ 訴訟の当事者

- 原告：アンディ・ウォーホル財団 (AWF)

→アンディ・ウォーホルの死後に設立された非営利団体

- 被告：リン・ゴールドスミス (Lynn Goldsmith)

→写真家。プリンスの肖像写真を撮影。

■ 関係者

- アンディ・ウォーホル (Andy Warhol)

→シルクスクリーンの技法を用いた作品を多く制作したことで知られる芸術家。1987年死去。死後ウォーホルの多くの著作権はAWFへ移転。

- プリンス (Prince Rogers Nelson)

→アメリカのミュージシャン。2016年死去。

1. 事件の概要

■ 訴訟に至る経緯

- ゴールドスミスがプリンスの肖像写真（本件写真）を撮影
↓
- 米文化雑誌ヴァニティ・フェアを出版するコンデ・ナスト社が、本件写真をイラストの素材として使用するライセンスをゴールドスミスから得る
↓
- ウォーホルがコンデ・ナスト社から依頼を受け、本件写真を素材として「Purple Prince」と称されるシルクスクリーン作品を制作
↓
- 1984年にPurple Princeがヴァニティ・フェア誌に掲載される（ここまでは、ゴールドスミスとのライセンス契約の範囲内）

1. 事件の概要



- ウォーホルが、ライセンス条件に違反し、Purple Princeの他にも本件写真を素材として15の作品を制作（Purple Princeを含め「プリンスシリーズ」と総称される）



- ウォーホルの死後、プリンスシリーズの著作権はAWFに移転



- プリンスが死去。コンデ・ナスト社がプリンスシリーズの一つである「Orange Prince」を、AWFからライセンスを受け、2016年にプリンスの追悼誌に掲載（ゴールドスミスの名前はクレジットされていない）※コンデ・ナスト社以外の複数の出版社もプリンスを追悼する雑誌を出版していたが、それらはゴールドスミスからライセンスを受けてプリンスの写真を掲載しており、ゴールドスミスの名前をクレジットしていた

1. 事件の概要

↓

- ゴールドスミスがプリンスシリーズの存在に気付き、AWFに対し著作権侵害を警告

↓

- AWFが、ゴールドスミスの本件写真の著作権を侵害していないことの確認を求めて提訴

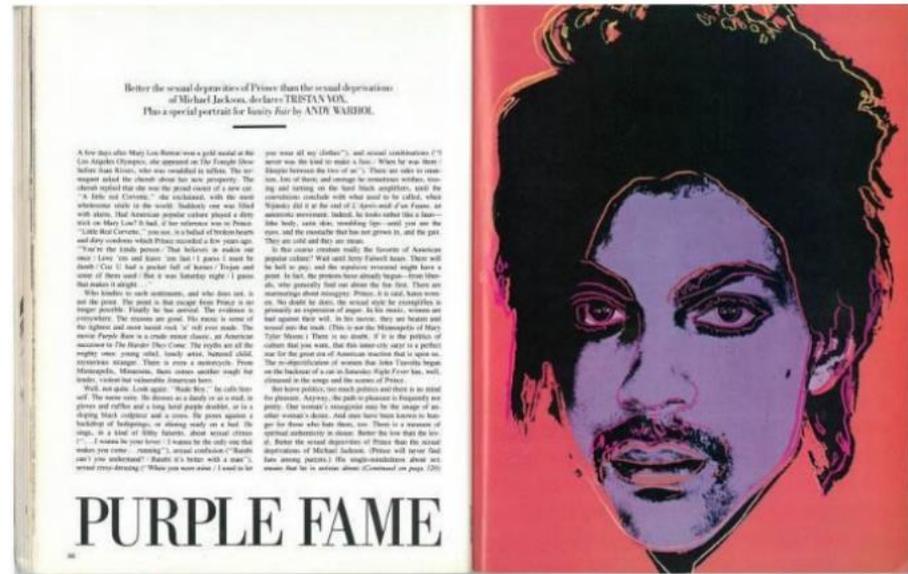
↓

- ゴールドスミスが、著作権侵害を主張して反訴を提起

1. 事件の概要

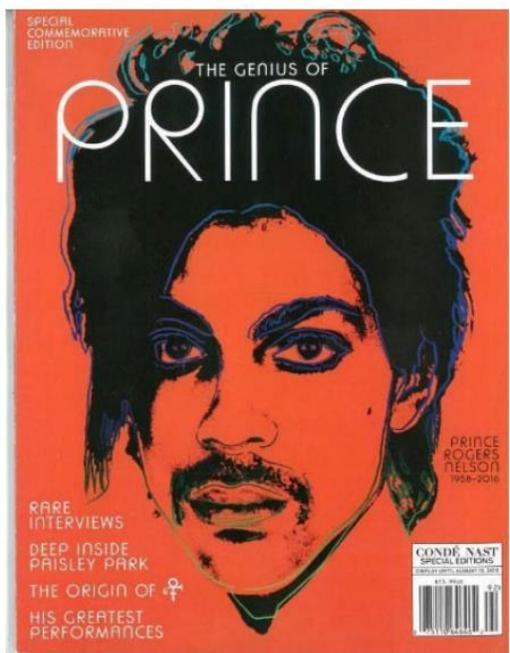


ゴールドスミスが撮影した原作品
(法廷意見4頁より)



1984年に掲載されたPurple Prince
(法廷意見5頁より)

1. 事件の概要



2016年のプリンスの追悼誌に掲載されたOrange Prince (法廷意見6頁より)



プリンスの死亡時に出版された追悼誌 (法廷意見8頁より)



ゴールドスミスが撮影した原作品をもとに制作された16のプリンスシリーズ (法廷意見39頁より)

2. 訴訟の経過

■ 訴訟の争点

- 原告であるAWFは、プリンスシリーズについては「フェア・ユース」が成立し、著作権侵害にはならないと主張

- フェア・ユース（米国著作権法107条）

「批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。」

2. 訴訟の経過

- 著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かは、以下の事情を総合的に考慮して判断される（米国著作権法107条）
 - ① 使用の目的および性質(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)
 - ② 著作権のある著作物の性質
 - ③ 著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性
 - ④ 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響

2. 訴訟の経過

- その使用が「新たな表現、意味またはメッセージにより元の作品を変化させ、さらなる目的や異なる性格の新しい何かを加えている」（=**変容的使用（transformative use）**）かが第1要素の重要な考慮要素となっている
- 「変容的使用」の考え方は、Campbell v. Acuff-rose music, inc. 事件最高裁判決（1994年）において採用され、それ以降の判例において、重要な考慮要素とされている

2. 訴訟の経過

■ 第一審判決の判断

→プリンスシリーズ作品についてフェア・ユースであると判断し、AWF側が勝訴

第1要素について（AWFに有利に働く）

- プリンスシリーズは商業的性質を有するが、より広範な公共の利益を与える価値を有する
- プリンスシリーズ作品は、transformative（変容的）である
∴プリンスシリーズ作品は、プリンスを傷つきやすい、落ち着いたの
ない人物から偶像的な、生命を超越した姿へとトランスフォーム
（変容）したと合理的に理解されうる。プリンスシリーズ作品は、
プリンスの写真としてではなく「ウォーホルの作品」として直接認
識できる。etc.

2. 訴訟の経過

■ 第一審判決の判断

第2要素について（どちらにも有利に働かない）

- ゴールドスマスが撮影したプリンスの写真は創作的な著作物であり、未公表であるが、ゴールドスマスの代理人は当該写真についてライセンスを許諾している
- プリンスシリーズ作品はtransformative（変容的）であるから、第2要素は限定された重要性しかもたない

第3要素について（AWFに有利に働く）

- ウォーホルは、プリンスシリーズを製作する中で、ゴールドスマスの撮影した写真のうちの著作権によって保護可能な構成要素をほとんど除去している

第4要素について（AWFに有利に働く）

- プリンスシリーズ作品は、ゴールドスマスの著作物の市場を毀損しまたは毀損する可能性のある市場代替物ではない

2. 訴訟の経過

■ 控訴審判決の判断

→プリンスシリーズ作品についてフェア・ユースであるとの主張を排斥してAWF勝訴の判決を覆し、事件を差し戻した。

第1要素について（ゴールドスミスに有利に働く）

- 地方裁判所の裁判官は、芸術的批評の役割を想定すべきでないし、問題となっている作品の背後に隠れた意図や作品の意味を確認しようとするべきでもない
- ゴールドスミスの写真もプリンスシリーズもビジュアルアートの著作物である上、どちらも同一人物の肖像である
- プリンスシリーズ作品は、ゴールドスミスの写真の本質的な構成要素への顕著な追加や改変をしておらず、ゴールドスミスの写真の本質的な構成要素を保持している
- プリンスシリーズ作品がtransformative（変容的）であるとはいえない

2. 訴訟の経過

■ 控訴審判決の判断

第2要素について（ゴールドスミスに有利に働く）

- ゴールドスミスの写真は創作的でありかつ未公表であると理解したのであるから、地方裁判所は、第1の要素の意味の範囲内においてプリンスシリーズ作品がtransformative（変容的）であることを判断したかどうかに関係なく、この要素がゴールドスミスに有利にはたらくと認定すべきであった

第3要素について（ゴールドスミスに有利に働く）

- ウォーホルによる改変の効果がどのようなものであっても、ゴールドスミスの写真の本質が複製されて、プリンスシリーズ作品の中に持続している

第4要素について（ゴールドスミスに有利に働く）

- プリンス・シリーズ作品は、ゴールドスミスの写真をライセンスするための市場に対して認識可能な毀損を引き起こす